特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０４８号
東京都品川区西五反田７丁目19番１号
清算株式会社　Ｅｘ．株式会社
代表清算人　井口　　敦
１　決定年月日　平成29年５月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第６号
山口県下関市山の田本町１番９号
清算株式会社　株式会社海と大地
代表清算人　岩下　　良
１　決定年月日　平成29年５月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山口地方裁判所下関支部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第４号
栃木県足利市南町4254番地１
清算株式会社　株式会社ニューミヤコホテル
１　決定年月日　平成29年５月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第２民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２号
北海道函館市梁川町15番18号
清算株式会社　ファーストエネルギー株式会社
代表清算人　青田　　基
１　決定年月日　平成29年５月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　定義
本協定で使用する下記の用語は、以下の意味を有するものとする。
⑴　「清算株式会社」とは、ファーストエネルギー株式会社を意味する。
⑵　「優先的債権」とは、協定債権のうち、法律ないし協定債権者間の合意に基づき清算株式会社が所有する特定の資産について当該資産の処分代金の範囲内で優先弁済的効力を有する債権をいう。
⑶　「一般債権」とは、協定債権のうち、優先的債権に該当しないものをいう。
⑷　「認可決定確定日」とは、本協定の認可の決定が確定する日を意味する。
２　協定債権の弁済の場所等
協定債権の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に対して振り込む方法により行なう。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　端数処理
弁済額の計算において生ずる１円未満の端数金額は四捨五入する。
４　利息及び遅延損害金
本協定の定めによる弁済には利息及び遅延損害金を付さない。
第２　一般債権に対する権利の変更及び弁済方法
１　権利変更の一般的基準
⑴　権利の変更
ア　認可決定確定日に、一般債権の元本の96％の免除を受ける。
イ　利息及び遅延損害金は、認可決定確定日に全額免除を受ける。
⑵　弁済方法
⑴による権利変更後の債権額を、認可決定確定日から１か月以内に支払う。
２　個別条項
一般債権の変更前の権利の内容は、別表「一般債権一覧表」の「債権額」欄記載のとおりであり、認可決定確定日に同表の「免除額」欄記載のとおり免除を受け、同表の「弁済額」欄記載のとおり弁済する。
第３　優先的債権に関する条項
不足額が確定していない優先的債権は、道南うみ街信用金庫の債権（債権額　元本2,284,360円、利息・遅延損害金額未定、優先弁済予定額1,500,000円、予定不足額（元本）784,360円）である。優先的債権のうち不足額の部分については、優先的債権の対象となる資産の処分に基づく弁済が行われ、不足額が確定したときに、前記第２の定めを適用する。ただし、認可決定確定日から１か月以内に不足額が確定しない場合には、前記第２の１⑵に「認可決定確定日から１か月以内」とあるのを、「不足額確定日から10日以内」と読み替えるものとする。
優先的債権の対象となる資産の処分に基づく弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
（別表省略）
函館地方裁判所

再生計画認可

平成２８年（再）第９号
岐阜県多治見市東山２丁目８番地の９
再生債務者　加納　隆二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年５月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２７年（再）第５号
群馬県渋川市川島字下田41番地１
再生債務者　日本農芸化学工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成29年５月１日
秋田地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第５７号
埼玉県蕨市北町４丁目５番23号
再生債務者　齋藤玲次郎
１　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年５月23日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月６日から平成29年６月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第５４号
埼玉県草加市八幡町1284番地５
再生債務者　玉利　祐一
１　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年５月23日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月６日から平成29年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第１２号
福岡県柳川市三橋町吉開276番地３
再生債務者　古賀　勝己
１　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年５月25日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月８日から平成29年６月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

平成２９年（再イ）第８５号
札幌市手稲区稲穂２条３丁目４番15―102号
再生債務者　髙下　重光
１　決定年月日時　平成29年５月８日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年５月29日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月12日から平成29年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第９７号
札幌市東区北21条東23丁目５番10―802号
再生債務者　上野亜久里
１　決定年月日時　平成29年５月８日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年５月29日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月12日から平成29年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１００号
札幌市西区琴似１条１丁目３番22号　エルドラード琴似401号
再生債務者　石黒　正和
１　決定年月日時　平成29年５月８日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年５月29日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月12日から平成29年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部